

令和5年度災害時要援護者名簿、訪問グッズの提供及び各地域での取組等の調査依頼

災害時要援護者支援については、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただきまして、ありがとうございます。

名簿掲載の同意確認を行ったうえで作成した、災害時要援護者名簿(令和5年度名簿)及び訪問グッズを、3月上旬に各町内会長のご自宅に送付いたします。

訪問を円滑にするツールとして、訪問グッズは携帯トイレパックと啓発チラシ2種類をセットにしたものを同封しますので、要援護者宅への訪問時にご活用ください。

名簿取扱者については、個人情報保護研修を受講し、報告書の提出をお願いします。

さらに、今後の事業の推進に役立てるため、各地域での取組状況や課題などをお聞きする調査票を、名簿と一緒に同封いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 災害時要援護者名簿の提供について(協定締結地区のみ)

名簿と訪問グッズ(原則、掲載者全員分)は3月上旬に順次発送いたします。

令和4年度の名簿については、名簿に同封しているレターパックに入れていただき、**4月30日(火)**までに返却をお願いします。

2 情報取扱者届(兼個人情報保護研修受講報告書)の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修の受講が必要です。

各单位自治会町内会で研修を実施後、同封しております返信用のピンク封筒に入れて、**6月28日(金)**までに提出をお願いします。

[受講方法]

○ 研修用DVDの回覧

区役所が各单位自治会町内会へ配付している個人情報保護に関する研修用DVDをご活用ください。お持ちでなければ担当までご連絡ください。

○ 港北区ホームページにて掲載の研修資料の閲覧・回覧

2次元コード等からホームページにアクセスし、研修資料をご覧いただけます。

<2次元コード>



検索

港北区 要援護

3 災害時要援護者支援の取組に関する調査

現在の取組状況と課題、訪問時のグッズや啓発が必要と思われる情報等について調査を行い、今後の地域の取組の支援の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。調査票はR4年度名簿返送時に同封するか、FAXで4月30日(火)までにご返送をお願いいたします。

担当：高齢・障害支援課 高齢・障害係 富田、浜崎、赤坂
電話：540-2317 FAX：540-2396